

14. 画像を含む意匠の場合

令和元年の意匠法改正により、意匠法上の意匠の定義（意匠法第2条第1項）に、物品から離れた「画像」が加えられました。

また、これまでも意匠登録を受けることが可能であった、物品の部分に画像を含む意匠については、引き続き意匠登録の対象となり、建築物の部分に画像を含む意匠についても、物品の場合と同様に意匠登録の対象となります。

したがって、令和元年改正意匠法の施行日以降、画像を含む意匠について意匠登録を受ける方法には、大きく以下の2とおりがあります。

- (1) 画像意匠（物品から離れた画像自体）として保護を受ける方法
（以下、このような意匠を「**画像意匠**」といいます。）
- (2) 物品又は建築物の部分に画像を含む意匠として保護を受ける方法
（以下、このような意匠を「**物品等の部分に画像を含む意匠**」といいます。）

以下、上記（1）及び（2）をまとめて称する際は、「画像を含む意匠」といいます。なお、本章においては、上記（1）及び（2）の記載が混在することから、読みやすさ等の観点から、それぞれを網掛け又は枠囲いで示しています。

上記（1）は、画像が表示される対象や、画像が当該物品等に記録されたものであるか否かを問わないものである一方、上記（2）については、物品又は建築物の部分としての画像を保護するものであることから、出願の際の願書の記載や図面の作成方法に違いがあります。

画像を含む意匠の意匠登録出願は、願書の記載及び願書に添付された図面から、意匠登録を受けようとする意匠が上記（1）又は（2）のいずれに該当するかや、その形状等が具体的なものと認められないと意匠登録を受けることができません。

したがって、画像を含む意匠を出願する際は、以下の要領で、意匠登録を受けようとする意匠が明確となるよう願書の記載及び願書に添付する図面を作成します。

画像意匠について意匠登録を受けようとする場合と、**物品等の部分に画像を含む意匠**について意匠登録を受けようとする場合では、願書の記載項目及び図面の表し方に以下のような違いがあります。

(参考) 「画像意匠」と「物品等の部分に画像を含む意匠」との各記載事項の比較

願書の記載欄等第Ⅱ部第2章2.2	画像意匠	物品等の部分に画像を含む意匠
意匠に係る物品の欄	画像の用途を記載する。	物品の名称又は建築物の用途を記載する。
意匠に係る物品の説明の欄	必要に応じ画像の用途の説明を記載する。画像の表示される機器等との関わりを記載する必要はない。	画像の用途の説明に加え、画像が表示される物品又は建築物の機能との関わりについても記載する必要がある。
図面	画像のみを記載（機器等は記載しない）する。	物品又は建築物全体の形状等を記載する。

14.1 画像を含む意匠の出願の基本

(1) 画像意匠の出願の基本

令和元年の意匠法改正により新たに意匠法の保護対象となった**画像意匠**は、その画像を表示する物品や建築物を特定することなく、画像それ自体について出願し、意匠登録を受けることができます。ただし、全ての画像が意匠法の保護対象となるのではなく、意匠登録を受けることができる画像は、機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限られます。

したがって、テレビ番組の画像、映画、ゲームソフトを作動させることにより表示されるゲームの画像、風景写真など、画像又は映像の内容自体を表現の中心として創作される画像又は映像（いわゆる「コンテンツ」）は、引き続き意匠を構成しないものとして取り扱われます。

画像意匠の願書及び図面等の記載例及び各記載項目についての説明は以下のとおりです。

〔図 3.14-1〕 画像を含む意匠の記載例

＜平面的な**画像意匠**の例＞

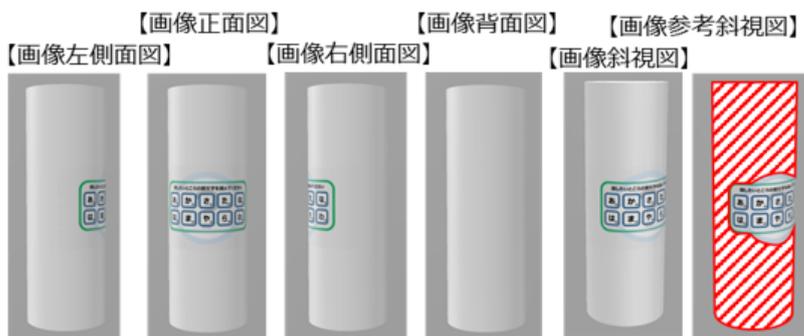
【画像図】



【意匠に係る物品】 医療用測定結果表示用画像
 【意匠に係る物品の説明】 この画像は対象者に取り付けた医療用測定器のデータを表示するための画像であり、心電図、心拍数、血圧等のデータを表示するものである。各測定値において設定した条件に合わせ、周囲の枠の色を変化させることで、遠くから見た場合でも直感的に計測結果の状況を知ることができる。

※説明の都合上、その他の願書の記載事項は省略した。

＜立体的な**画像意匠**の例＞



【意匠に係る物品】 案内用画像
 【意匠に係る物品の説明】 この画像は水族館で用いられる案内用の画像であり、選んだ文字に応じて案内を示すものである。画像正面図、画像背面図、画像右側面図、画像左側面図及び画像斜视图で示したように、円柱状である。画像を展開した状態を画像展開図で示す。

※説明の都合上、その他の願書の記載事項は省略した。

【意匠の説明】 画像参考斜视图及び画像参考展開図において赤色ハッチングを施した箇所は透明である。

＜画像の部分について意匠登録を受けようとする**画像意匠**の例＞



【画像図】

【意匠に係る物品】 アイコン用画像
 【意匠に係る物品の説明】 観光情報を案内するソフトを起動操作のためのアイコン用画像である。
 【意匠の説明】 破線で表した部分は意匠登録を受けようとする部分の以外であり、実線で描いた部分が意匠登録を受けようとする部分である。

①【意匠に係る物品】の欄の記載

画像意匠について意匠登録出願する場合は、【意匠に係る物品】の欄に、画像の具体的な用途を記載します。**画像意匠**は、表示する物品や建築物等の対象から独立したものですので、**物品等の部分に画像を含む意匠**について意匠登録を受けようとするものと混同が生じないよう、**画像意匠**として意匠登録を受けようとする場合は、【意匠に係る物品】の欄には、その画像を表示する物品等の名称（例：〇〇機能付き電子計算機）は記載しません。

<記載例>

情報表示用画像、コンテンツ視聴操作用画像、取引用画像、学習用画像、音量設定用画像、数値入力用画像、インジケータ用画像、トグルボタン用画像、スクロールバー用画像、チェックボックス用画像、ツールバー用画像、ドロップダウンリスト用画像、テキストボックス用画像、プログレスバー用画像、アイコン用画像、タブ用画像 など・・・

②【意匠に係る物品の説明】の欄の記載

【意匠に係る物品】の欄の記載のみでは画像の用途が明確ではない場合等に、画像全体又は画像を構成する各要素について、その機能及び用途を記載します。ただし、その際は、意匠登録を受けようとする画像の理解を助けるために、画像の用途、使用の目的、使用の状態等を簡潔にわかりやすく説明することが望ましく、特許の明細書の【発明の詳細な説明】のように長文にならないよう御注意下さい。また、登録商標を説明に用いることは、望ましくありません。【意匠に係る物品の説明】に図、表等を記載することは認められていません。使用状態等について文章のみでの説明が難しい場合は、願書に添付した図面等において【使用状態を表す参考図】等を用いて表します。

③願書の【意匠の説明】の欄

以下のような場合に必要に応じて記載します。

- ・変化する画像について、その変化の前後にわたる画像について意匠登録を受けようとする場合
- ・白色又は黒色のいずれか一色を省略して図を記載した場合、画像の全部又は一部が透明である場合
- ・画像を記載した図のうち、一部の図をそれと同一又は対称である図に代えた場合
- ・画像の部分について意匠登録を受けようとする場合であって、図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定することができない場合

・形状等が連続する意匠の連続状態を省略した図とした場合、図の一部を省略した場合であつて、図面の記載のみでは意匠を明確に表すことができない場合など

それぞれの場合に記載すべき内容についての詳細は、「1.3 【意匠の説明】の欄について」をご参照ください。

④ 図面等の記載の留意点

図面において、画像を表示する機器は描かず、意匠登録を受けようとする画像のみを【画像図】又は【画像○○図】を用いて表します。

図には画像全体を表します。画像の部分について意匠登録を受けようとする場合には、例えば、実線で意匠登録を受けようとする部分を描き、破線でその他の部分を描くなど、図面において描き分け、図面の描き分けだけでは意匠登録を受けようとする部分を明確に特定することが難しい場合は願書の【意匠の説明】の欄に意匠登録を受けようとする部分を特定するための説明を記載します。

図の表示は、意匠登録を受けようとする画像が平面的な場合は、【画像図】とします。また、意匠登録を受けようとする画像が立体的な場合は、【画像正面図】【画像右側面図】等、【画像○○図】のように表します。

なお、**画像意匠**について意匠登録を受けようとするのか、**物品等の部分に画像を含む意匠**について意匠登録を受けようとするのかが不明確になりますので、【正面図】【右側面図】等の物品等に用いられている図の表示は、**画像意匠**について意匠登録を受けようとする場合には用いないでください。

また、画像が変化する場合は、【変化した状態を示す画像図】等を用い、複数の図で同じ図の表示を用いないよう御注意ください。

(2) **物品等の部分に画像を含む意匠**の出願の基本

物品等の部分に画像を含む意匠とは、特定の物品や建築物の表示部に表れた画像を、その物品又は建築物の部分として意匠法による保護の客体とする意匠のことをいいます。

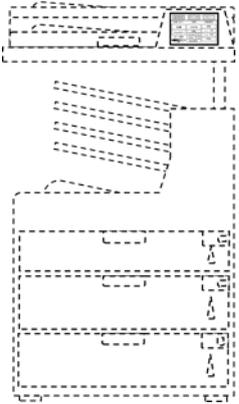
物品や建築物の表示部に表示された画像が、その物品又は建築物の一部と認められるためには、当該画像が物品や建築物の機能を発揮するための操作の用に供されるもの又は物品や建築物の機能を果たすために必要な表示を行うものでなければなりません。

物品等の部分に画像を含む意匠の出願例及び各記載項目についての説明は、以下のとおりです。

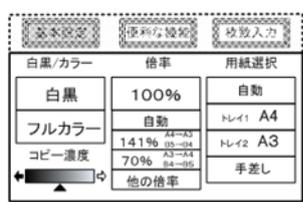
〔図 3.14-2〕 物品等の部分に画像を含む意匠の記載例

＜物品等の部分に画像を含む意匠の例＞

【正面図】



【表示部分拡大図】

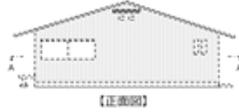


【意匠に係る物品】複写機
 【意匠に係る物品の説明】正面図及び表示部分拡大図に表された画像は、複写のための各種設定を行うものである。
 【意匠の説明】実線で表した部分が意匠を受けようとする部分である。

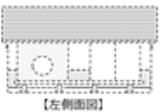
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

＜建築物の部分に画像を含む意匠の例＞

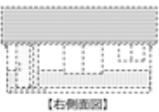
【正面図】



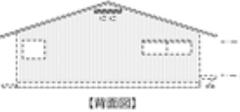
【左側面図】



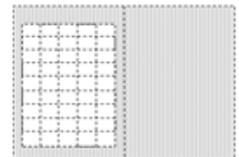
【右側面図】



【背面図】



【平面図】



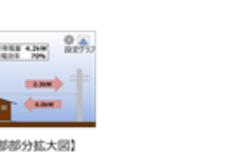
【内部構造を省略したA-A断面図】



【B-B' C-C' D-D'部分拡大断面図】



【表示部分拡大図】



【意匠に係る物品】住宅
 【意匠に係る物品の説明】意匠登録を受けようとする部分は、屋根に設置した太陽光パネルの発電量や送電、受電量を表示するとともに、売電等の切り替え等の操作をするための操作画像である。
 【意匠の説明】実線部で表した部分が意匠登録を受けようとする部分である。

※説明の都合上、その他の願書の記載事項は省略した

①願書の【意匠に係る物品】の欄

物品等の部分に画像を含む意匠について意匠登録出願する場合は、【意匠に係る物品】の欄には、物品の名称又は建築物の用途を記載します。物品等の部分に画像を含む意匠は、物品や建築物の部分として意匠登録を受けるものですので、**画像意匠**について意匠登録を受けようとするものと混同が生じないよう、【意匠に係る物品】の欄には、画像の用途は記載しません。

②願書の【意匠に係る物品の説明】の欄

【意匠に係る物品の説明】の欄には、表示される画像が物品や建築物の機能を発揮するための操作の用に供される画像又は物品や建築物の機能を果たすために必要な表示であることを表すために、どのような機能のための操作画像であるか、又は、どのような機能を果たすために必要な表示であることを記載します。また、願書の【意匠に係る物品】の欄の記載のみでは画像が表示される物品又は建築物の機能及び用途が不明確である場合には、意匠の理解を助けるために、物品又は建築物の用途、使用の目的、使用の状態等を簡潔にわかりやすく説明します。このとき、特許の明細書の【発明の詳細な説明】のように長文にならないようお願いいたします。

また、登録商標を説明に用いることは、望ましくありません。

また、【意匠に係る物品の説明】に図、表等を記載することは認められていません。

③願書の【意匠の説明】の欄

以下のような場合に必要に応じて記載します。

- ・画像の部分について意匠登録を受けようとする場合であって、図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定することができない場合
 - ・表示された画像が変化する場合であって、その変化の前後にわたる画像について意匠登録を受けようとする場合
 - ・白色又は黒色のいずれか一色を省略して図を記載した場合
 - ・物品、建築物又は画像の全部又は一部が透明である場合
 - ・一部の図をそれと同一又は対称である図に代えた場合
 - ・形状等が連続する意匠の連続状態を省略した図とした場合
 - ・図の一部を省略した場合であって、図面の記載のみでは意匠を明確に表すことができない場合
- それぞれの場合に記載すべき内容についての詳細は、「1.3 【意匠の説明】の欄について」をご参照ください。

④願書に添付する図面

図面は、原則意匠登録を受けようとする物品又は建築物全体を表しています。なお、平成18年改正意匠法で認められていた、意匠登録を受けようとする物品と一体として用いられる物品に表示される画像の保護は、令和元年改正意匠法では、**画像意匠**又は画像と物品の組物の意匠として保護されることとなりました。意匠登録を受けようとする物品に意匠登録を受けようとする部分がなく、意匠登録を受けようとする物品と一体として用いられる物品に表示される画像のみを意匠登録を受けようとする部分とする場合は、**画像意匠**として出願し

てください。意匠登録を受けようとする物品と、これと一体として用いられる物品に表示される画像のいずれにも意匠登録を受けようとする部分が含まれる場合は、**画像意匠**と物品の意匠の組物の意匠として出願して下さい。

また、画像部分を含め、物品又は建築物の一部について意匠登録を受けようとする場合は、例えば実線で意匠登録を受けようとする部分を描き、破線でその他の部分を描くなど、図面において描き分け、図面の描き分けだけでは意匠登録を受けようとする部分を明確に特定することが難しい場合は願書の【意匠の説明】の欄に意匠登録を受けようとする部分を特定するための説明を記載します。

物品等の部分に画像を含む意匠について【画像図】【画像右側面図】等、**画像意匠**で用いられている図の表示で表すと、**物品等の部分に画像を含む意匠**について意匠登録を受けようとするのか、**画像意匠**について意匠登録を受けようとするのかが明確ではなくなりますので、【画像図】【画像右側面図】等の**画像意匠**に用いられている図の表示は、**物品等の部分に画像を含む意匠**について意匠登録を受けようとする場合は用いないでください。

また、表示された画像が変化する場合であって、その変化の前後にわたる画像について意匠登録を受けようとする場合は、【変化した状態を示す○○図】等を用い、複数の図で同じ図の表示を用いないよう御注意ください。

(3) 画像を含む意匠を構成要素とする組物の意匠

画像を含む意匠は、**画像意匠**、**物品等の部分に画像を含む意匠**のいずれも組物の意匠の構成要素とすることができます。

画像意匠を含む組物の意匠としては、複数の**画像意匠**からなる組物の意匠、**画像意匠**と物品の意匠からなる組物の意匠、**画像意匠**と建築物の意匠からなる組物の意匠、**画像意匠**と建築物と物品からなる組物の意匠があります。また、ここでいう物品の意匠や建築物の意匠については、**物品等の部分に画像を含む意匠**も含まれ得ます。

物品等の部分に画像を含む意匠と物品の意匠からなる組物の意匠、又は、**物品等の部分に画像を含む意匠**と建築物の意匠からなる組物の意匠は、物品等の表示部に画像を表示させつつ、物品及び建築物からなる組物の意匠と同様に出願してください。

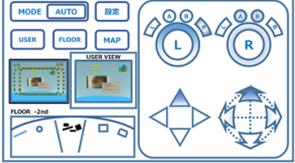
画像意匠を含む組物の意匠について、複数の**画像意匠**からなる組物の意匠、**画像意匠**と物品の意匠からなる組物の意匠、**画像意匠**と建築物の意匠からなる組物の意匠の出願例及び各記載項目についての説明は以下のとおりです。

〔図 3.14-3〕 画像を含む組物の意匠の記載例

＜複数の**画像意匠**からなる組物の意匠の例＞



【画像図 1】



【画像図 2】

※説明上、願書のその他の記載及びその他の図は省略した。

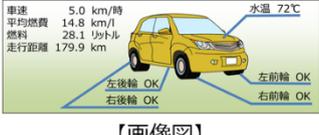
【意匠に係る物品】
一組の画像セット

【意匠に係る物品の説明】
画像図 1 で表した画像は「仮想空間用情報表示用画像」であり、海中を模した仮想空間内で様々な閲覧対象情報を表示するための画像であり、手持ちのコントローラ操作により海の生物の画像の手前に解説情報が表示される。画像図 2 で表した画像は画像図はその表示情報の管理をするための操作画像であり、表示画像の状況やユーザーのコントローラ操作状況や動き、仮想空間用情報表示用画像等の情報が表示され、設定等の操作をすることができる。

＜**画像意匠**と物品の意匠からなる組物の意匠の例＞



【斜視図】



【画像図】

※説明上、願書のその他の記載及びその他の図は省略した。

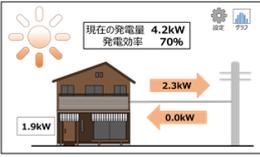
【意匠に係る物品】
一組の運輸機器セット

【意匠に係る物品の説明】
この意匠登録出願の意匠は乗用自動車と画像図に表した乗用自動車表示用画像からなる一組の運輸機器セットであり、画像図に表した画像は、乗用自動車の水温、タイヤ圧等の情報を表示させるものである。

＜**画像意匠**と建築物の意匠からなる組物の意匠の例＞



【正面図】



【画像図】

※説明上、願書のその他の記載及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】
一組の建築物

【意匠に係る物品の説明】
この意匠登録出願の意匠は乗用自動車と画像図に表した太陽光発電パネル付き家屋と発電量表示用画像からなる一組の建築物であり、画像図に表した画像は、家屋に設置された太陽光パネルでの発電量、発電効率、消費量及び売電状況を表示させるものである。

①願書の【意匠に係る物品】の欄

組物の意匠について意匠登録出願する場合は、【意匠に係る物品】の欄には、意匠法施行規則別表に記載された組物を記載します（意匠法施行規則別表については、「16. 組物の意匠の場合」参照）。

組物の意匠を構成するものに建築物（**建築物の部分に画像を含む意匠**を含む）が含まれる場合は、【意匠に係る物品】の欄には、「一組の建築物」と記載します。組物を構成するものに建築物が含まれず、物品（**物品等の部分に画像を含む意匠**を含む）が含まれる場合は、【意匠に係る物品】の欄にはその物品が属する組物を【意匠に係る物品】の欄に記載します。

複数の**画像意匠**のみから構成される場合は、【意匠に係る物品】の欄には「一組の画像セット」と記載します。

②願書の【意匠に係る物品の説明】の欄

組物を構成するものの中に**画像意匠**が含まれる場合は（１）②に表した内容をそれぞれの**画像意匠**ごとに、組物を構成するものの中に**物品等の部分に画像を含む意匠**が含まれる場合は（２）②に表した内容をそれぞれの**物品等の部分に画像を含む意匠**ごとに記載します。

③願書の【意匠の説明】の欄

以下のような場合に必要に応じて記載します。

- ・画像の部分について意匠登録を受けようとする場合であって、図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定することができない場合
 - ・表示された画像が変化する場合であって、その変化の前後にわたる画像について意匠登録を受けようとする場合
 - ・白色又は黒色のいずれか一色を省略して図を記載した場合
 - ・物品、建築物又は画像の全部又は一部が透明である場合
 - ・一部の図をそれと同一又は対称である図に代えた場合
 - ・形状等が連続する意匠の連続状態を省略した図とした場合
 - ・図の一部を省略した場合であって、図面の記載のみでは意匠を明確に表すことができない場合
- それぞれの場合に記載すべき内容についての詳細は、「1.3 【意匠の説明】の欄について」をご参照ください。

④願書に添付する図面

組物を構成するものの個々の形状等を表せば、組物の意匠を十分表すことができる場合は、組物を構成するものについて、それぞれ順に記載します。

「組物の意匠」が組み合わせた状態で統一感を有する場合は、組物を構成するそれぞれのものについて記載するとともに、すべての構成するものが組み合わされた状態の形状等について、十分表現されるよう必要な図を記載します。

このとき、組物を構成するものの中に**画像意匠**が含まれる場合は（１）④に表した内容に基づきそれぞれの**画像意匠**を表します。また、組物を構成するものの中に**物品等の部分に画像を含む意匠**が含まれる場合は（２）④に表した内容に基づきそれぞれの**物品等の部分に画像を含む意匠**を表します。

(4) 画像を含む意匠を構成要素とする内装の意匠

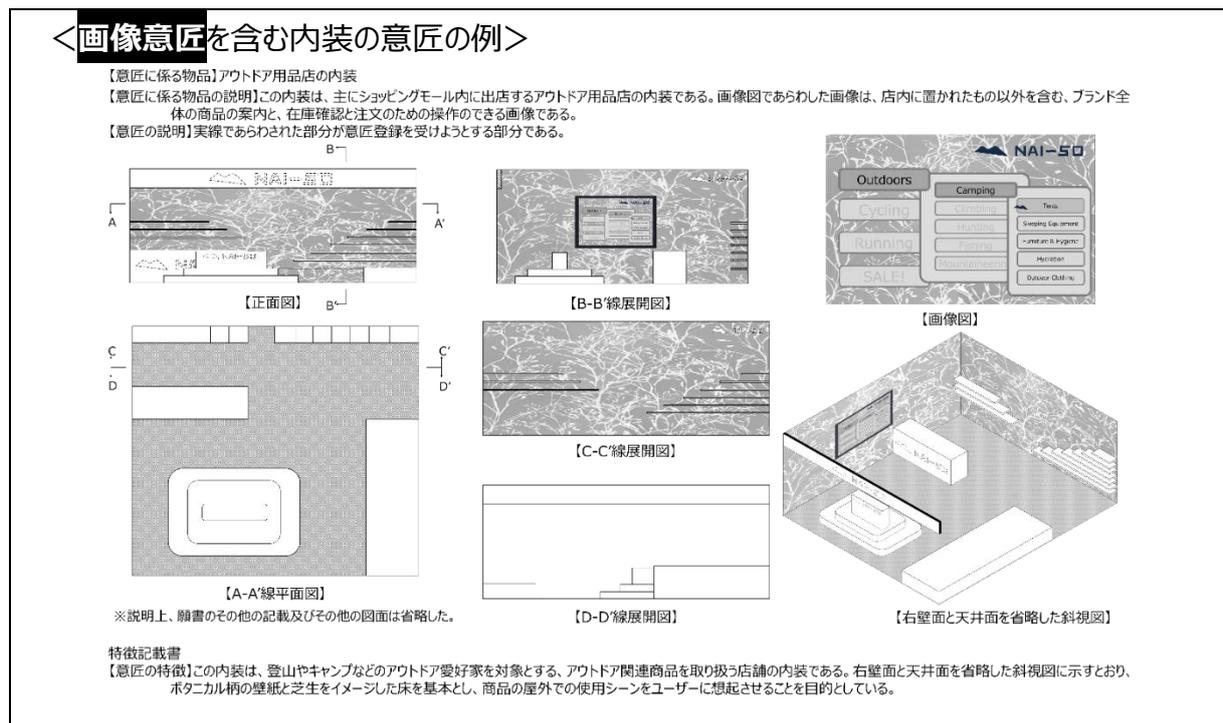
画像を含む意匠は、**画像意匠**、**物品等の部分に画像を含む意匠**のいずれも内装の意匠の構成要素とすることができます。

画像意匠を含む内装の意匠としては、施設の内部に**画像意匠**が表示される場合や、施設の内部を構成する物品の意匠や建築物の意匠が、**物品等の部分に画像を含む意匠**である場合が考えられます。

内装の意匠については什器等の配置も創作に含まれることから、**画像意匠**の配置を含めて内装全体としての統一を図る場合は、内装の意匠における画像意匠の配置を示しつつ、その**画像意匠**を画像図で示します。が内装の意匠を構成する物品又は建築物が**物品等の部分に画像を含む意匠**である場合は、その物品等の表示部に画像を表示させつつ、通常の内装の意匠と同様に願書及び図面を作成します。

画像意匠を含む内装の意匠についての出願例及び各記載項目についての説明は、以下のとおりです。

〔図 3.14- 4〕 画像意匠を含む内装の意匠の記載例



① 願書の【意匠に係る物品】の欄

内装の意匠について意匠登録出願する場合は、【意匠に係る物品】の欄には、内装の用途を「○○用内装」又は「○○の内装」という表現で記載します。

② 願書の【意匠に係る物品の説明】の欄

内装の意匠を構成するものの中に**画像意匠**が含まれる場合は（１）②に表した内容をそれぞれの**画像意匠**ごとに表します。内装の意匠を構成するものの中に**物品等の部分に画像を含む意匠**が含まれる場合は（２）②に表した内容をそれぞれの**物品等の部分に画像を含む意匠**ごとに記載します。

③ 願書の【意匠の説明】の欄

以下のような場合に必要に応じて記載します。

- ・画像の部分について意匠登録を受けようとする場合であって、図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定することができない場合
- ・表示された画像が変化する場合であって、その変化の前後にわたる画像について意匠登録を受けようとする場合
- ・白色又は黒色のいずれか一色を省略して図を記載した場合
- ・物品、建築物又は画像の全部又は一部が透明である場合
- ・一部の図をそれと同一又は対称である図に代えた場合
- ・形状等連続する意匠の連続状態を省略した図とした場合
- ・図のが一部を省略した場合であって、図面の記載のみでは意匠を明確に表すことができない場合

それぞれの場合に記載すべき内容についての詳細は、「1.3 【意匠の説明】の欄について」をご参照ください。

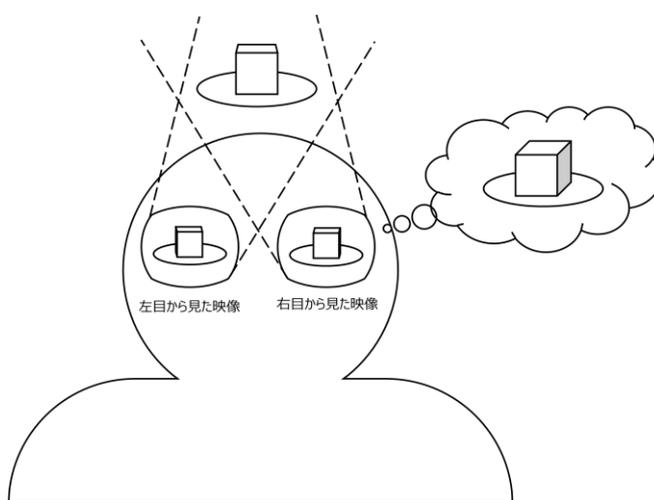
④ 願書に添付する図面

内装の意匠については什器等の配置も創作に含まれることから、**画像意匠**の配置を含めて内装全体としての統一が見られる場合は、内装の意匠における**画像意匠**の配置を示しつつ、**画像意匠**についても（１）④に表した内容に基づきそれぞれの**画像意匠**を表します。**物品等の部分に画像を含む意匠**が内装の意匠を構成する物品又は建築物の一部に含まれる場合は、物品等の表示部に画像を表示させつつ、通常の内装の意匠と同様に出願してください。

14.2 画像の特徴に応じた図面表現

(1) 仮想三次元、仮想現実（いわゆる、Virtual Reality: VR）の画像

VR 技術は、ユーザーの五感を刺激することで、人工環境、サイバースペース等を現実のように知覚させる技術です。近年の電子計算機の情報処理能力向上により、仮想空間内の仮想的なオブジェクトの立体形状とユーザーの視点を基に、ユーザーの右目、左目のそれぞれから見える映像をリアルタイムで計算し、右目用の映像を右目のみ、左目用の映像を左目のみに見せることで、ユーザーに仮想空間内のオブジェクトを立体的に感じさせることが可能となっています。



このための技術としては、左右の目それぞれ独立した表示器（いわゆる VR ゴーグル）を用いて表示させる方法、右目映像と左目映像が合成された映像を、偏光フィルタを通すことで右目用映像、左目用映像に分ける方法、右目用映像と左目用映像を交互に表示させつつ、映像の切り替えと同期した眼鏡を用いる方法等があり、どのような技術を用いるかによって表示器等に実際に表示される映像が異なります。

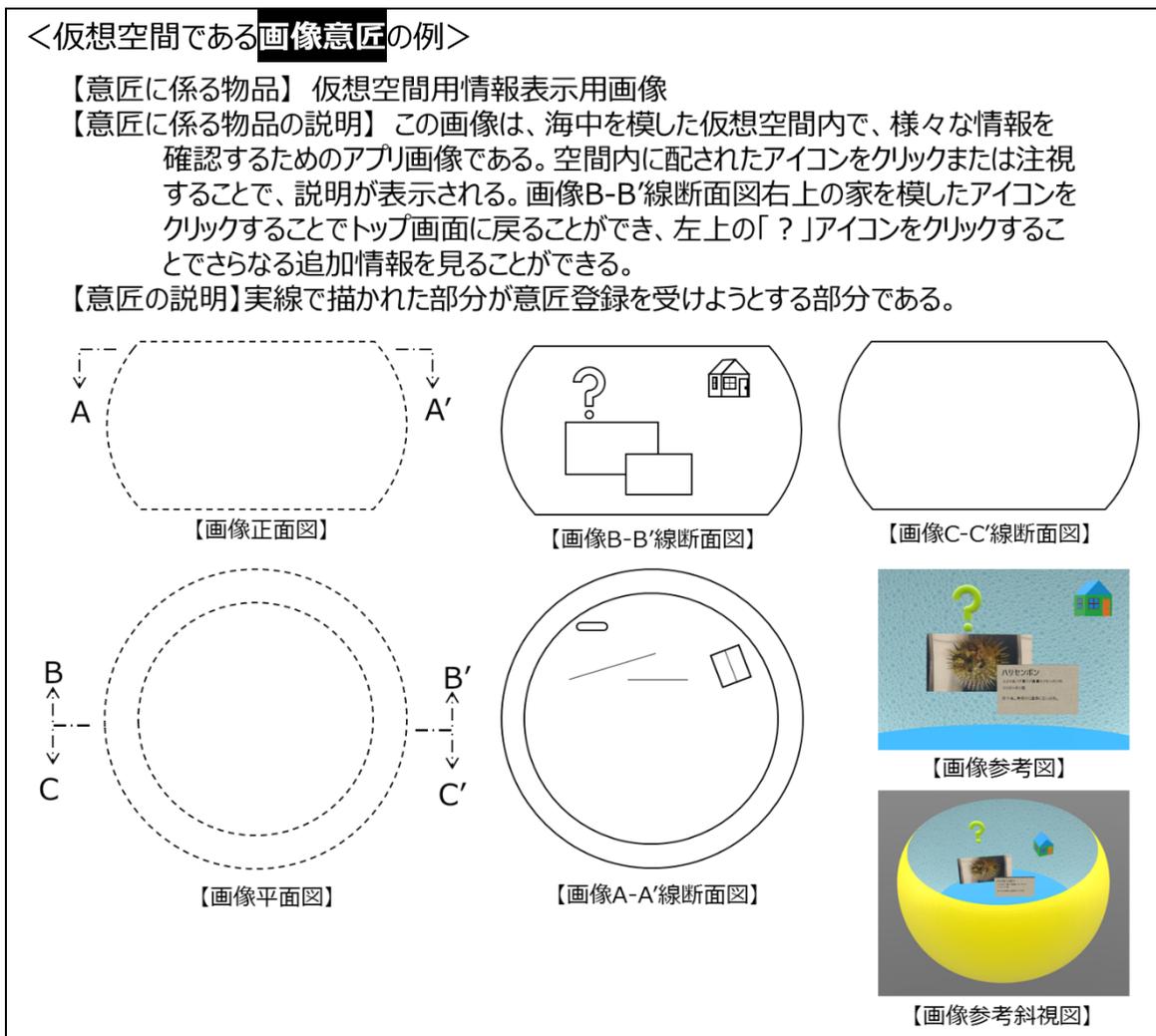
意匠制度において、このような VR の画像を含む意匠を出願する場合、出願しようとする画像が**画像意匠**であるか、**物品等の部分に画像を含む意匠**であるかによって表現方法が異なります。

すなわち、**画像意匠**は、表示技術や表示器から離れた画像そのものですので、仮想空間や視点等を示すことで意匠登録を受けようとする画像を表します。

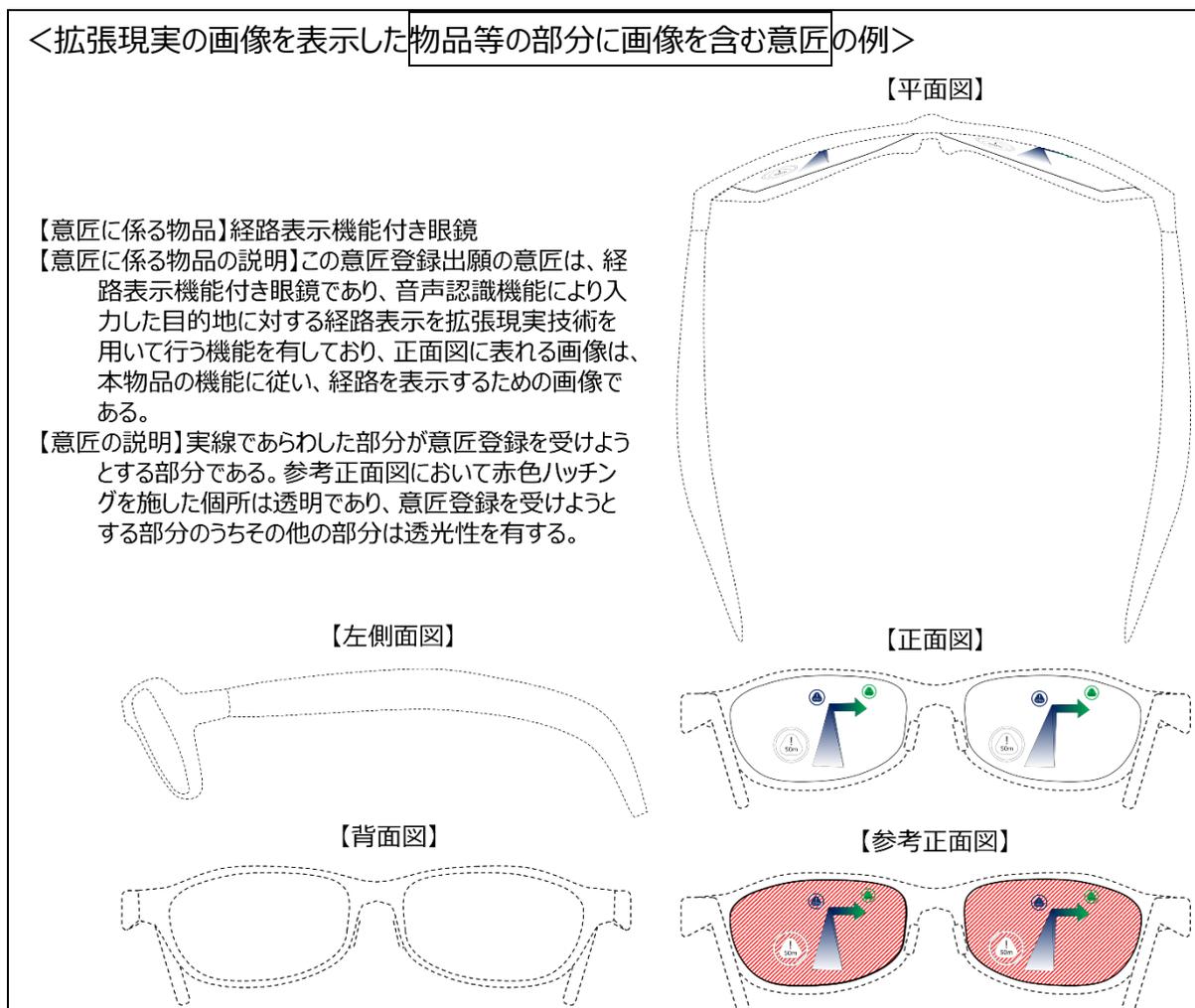
一方、**物品等の部分に画像を含む意匠**が VR の画像であるときは、実際に表示部に表示された状態を表し、意匠の理解をする上で必要な場合は、使用者から見える画像等を表します。

なお、VR 技術を応用し、現実の風景に画像を合成するいわゆる複合現実（Mixed Reality）や拡張現実（Augmented Reality）などの技術も存在しますが、これらは、一部が透明又は透光性を有する仮想空間上の画像ともいえることから、現実の風景等が合成される部分を透明又は透光性を有する部分として表しつつ、VR の場合と同様に表します。

〔図 3.14- 5〕 仮想空間の画像の記載例



〔図 3.14-6〕 拡張現実の画像の記載例



(2) 変化する画像

画像を含む意匠の場合、一つの意匠は原則一つの画像で表されます。したがって、一つの出願に複数の画像が表されている場合には、意匠法第7条に規定する意匠ごとした意匠登録出願とは認められません。

ただし、願書の記載及び願書に添付された図面の内容から、複数の画像が次の二つの要件をともに満たすと判断される場合は、これら複数の画像は変化する画像として一つの意匠と認められます。

- ① 同一機能を発揮するために行われる操作の用に供される画像又は同一機能を果たすために必要な表示を行う画像（以下、「同一機能のための画像」という。）であること

②変化前の画像と変化後の画像について、図形等の共通性による形状等の関連性があること

(注) 三つ以上の画像を含む場合の形状等の関連性の判断は、変化の直前と直後の二つの画像について行います。また、意匠登録を受けようとする部分が画像の一部の場合は、変化の直前と直後の画像の意匠登録を受けようとする部分に形状等の関連性があるか否かを判断します。

i) 願書及び図面の記載の際の留意点

①【意匠に係る物品の説明】の欄

複数の画像が、物品の同一機能のための画像である旨を記載します。

②【意匠の説明】の欄

図面の記載のみでは変化の順序又は変化の態様を十分表現できないときに、これらを特定するための説明を記載します。

③図面の記載

a) 変化の前後の画像を表すことが必要です。この場合、まず、変化の起点となる画像を含む図又は画像図を表し、次に、変化の直前直後の画像（形状等の関連性が認められるもの）を表します。

b) 変化の態様を表す複数の画像は、原則としてその変化の順に表します。その際、例えば、【変化した状態を示す画像図 1】、【変化した状態を示す画像図 2】、【変化した状態を示す正面図 1】…、等、図の表示及びその図を識別するための番号や記号を付す等して、上記意匠の説明も用いて図の変化の態様を表します。

ii) 形状等の関連性の類型

①図形等の移動等

図形等がそれ自体はほとんど形状変化を伴わずに、画像内で、連続的に移動、拡大、縮小、回転、色彩変化するもの。

②同一図形等の増減

同一の図形等が画像内で連続的に増減（現出、消失）するもの。

③画像内のレイアウト変更

機器の使用状態に応じて図形等の配置の向きや縦横比を変更するもの。図形等がそれ自体はほとんど形状変化を伴わずに、画像内で配置を変更するもの。

④画像又は図形等自体の漸次的な変化

遷移前の画像の一部を残しつつ新たな画像が漸次的に現れ、最終的に新たな画像に遷移するもの。変化の最初と最後では図形等の形状等が異なるものの、その変化途中の画像の開示によって、当該図形等が漸次的に変化すると認められるもの。

⑤共通モチーフの連続的使用

画像のヘッダー部分や背景に、同一の図形等からなる共通のモチーフが連続的に使用されているもの。

⑥追加的な図形等の展開

操作に連動して、画像内に新たな図形等が出現又は消失するもの。（例えば、プルダウンメニュー、サブメニュー、サブウインドウの展開、アイコン等に関連したポップアップ表示の現出又は消失。）

i. 複数の画像が一意匠として認められるもの

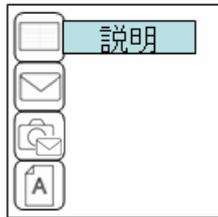
〔図 3.14- 7〕図形等の移動の例

【意匠に係る物品】メール機能操作用画像

【意匠に係る物品の説明】

画像図及び変化後を示す画像図に表された画像は、携帯電話機のメール機能を発揮できる状態にするために用いることができる。画像図及び変化後を示す画像図に示したように、それぞれの操作用図形等が指定されると、当該操作用図形等の説明も連動して移動する。

【画像図】



【変化後を示す画像図】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

〔図 3.14- 8〕図形等の回転の例

【意匠に係る物品】音楽再生制御用画像

【意匠に係る物品の説明】

画像図及び変化後を示す画像図に表された画像は、携帯電話機の音楽再生機能を発揮できる状態にするために、いずれの情報に基づき再生を始めるかを選択するために用いる。画像図及び変化後を示す画像図に示したように、それぞれの操作用図形等が指定されると、当該操作用図形等の説明も連動して変化する。

【画像図】



【変化後を示す画像図】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

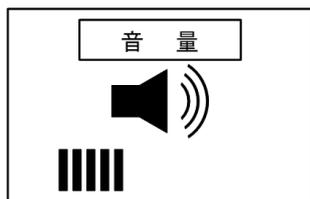
〔図 3.14-9〕同一の図形等の増減の例

【意匠に係る物品】音楽再生制御用画像

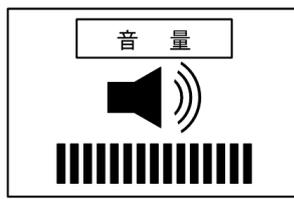
【意匠に係る物品の説明】

画像図及び変化後を示す画像図に表された画像は、音量調節に用いられる。音量調節ダイヤルの操作に連動して、レベルゲージが変化し、現在の音量レベルを表示する。

【画像図】



【変化後を示す画像図】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

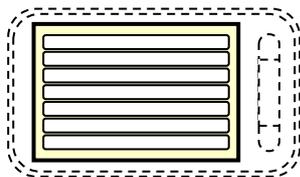
〔図 3.14-10〕画像内のレイアウト変更の例

【意匠に係る物品】携帯情報端末機

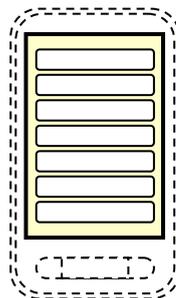
【意匠に係る物品の説明】

正面図に表された画像は、本物品の有する複数の機能の中から特定の機能を選択するメニュー画面である。本物品を90度回転させると、変化後を示す正面図に表された画像のように、物品の向きに応じた方向に各アイコンの配置が変更される。

【正面図】



【変化後を示す正面図】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

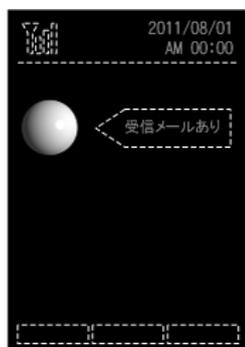
〔図 3.14-11〕図形等自体の漸次的な変化の例

【意匠に係る物品】メール操作画面

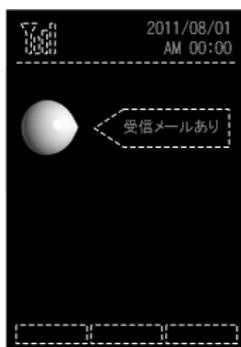
【意匠に係る物品の説明】

画像図 1 から 6 に表された画像はメール操作画面であって、意匠登録を受けようとする部分であるアイコンはメールを受信した際にそれをお知らせするものであり、かつ、選択することでメールを開封する画面が起動する。当該アイコンはメールが開封されるまで、上下に回転しつつ、画像図 1 から 6、6 から 1 の順で繰り返し漸次的な変化を続ける。

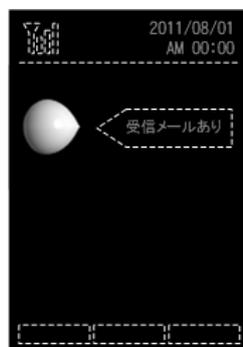
【画像図 1】



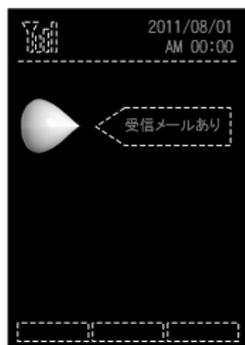
【画像図 2】



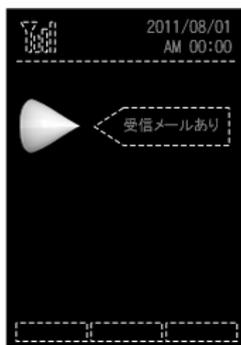
【画像図 3】



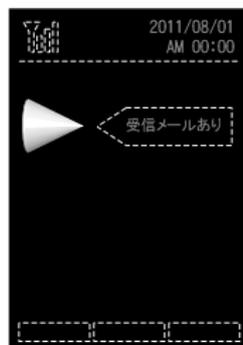
【画像図 4】



【画像図 5】



【画像図 6】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

一連の画像はメール機能のためのものと認められます。また、変化の直前直後の各画像において意匠登録を受けようとする部分の図形等（アイコン）の形態に共通性が見られるため、各々形態的な関連性があるものと認められます。

この例のように、同一機能のための画像であるか否かの判断は画像全体で行い、形態的な関連性があるか否かの判断は、意匠登録を受けようとする部分について行います。

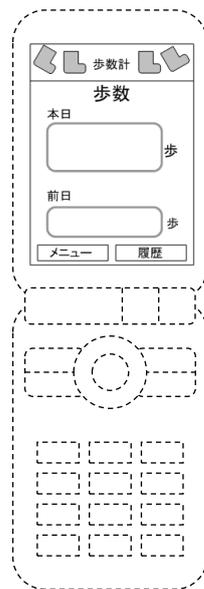
〔図 3.14-12〕共通モチーフの連続的使用の例

【意匠に係る物品】携帯電話機

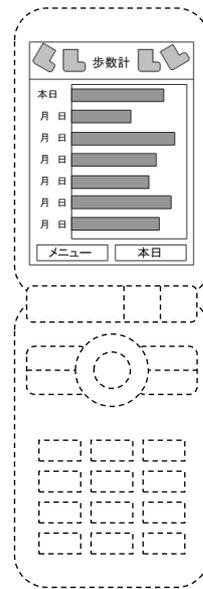
【意匠に係る物品の説明】

本物品は、歩数計測表示機能を持つ携帯電話機である。正面図中の履歴ボタンを選択することにより、過去の歩数履歴をグラフ表示することができる。正面図及び変化した状態を示す正面図に表された画像は、歩数表示機能のための画像である。

【正面図】



【変化した状態を示す正面図】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

変化した状態を示す正面図も歩数表示機能のための画像であり、ヘッダー部分のモチーフや下端の操作ボタンの形態に共通性が見られるため、形態的な関連性も認められます。

〔図 3.14-13〕共通モチーフの連続的使用の例

【意匠に係る物品】現金自動預払機

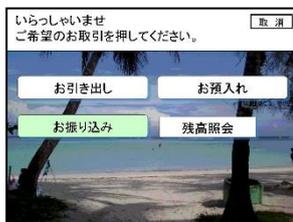
【意匠に係る物品の説明】

各画像は、振込機能のための振込先の設定や振込金額の入力操作に用いるものである。

【意匠の説明】

カードにより振込を行う場合は「表示部拡大図」から「変化後を示す表示部拡大図 1」「変化後を示す表示部拡大図 2」「変化後を示す表示部拡大図 4」「変化後を示す表示部拡大図 5」へと順に遷移する。現金により振込を行う場合は「表示部拡大図」から「変化後を示す表示部拡大図 3」「変化後を示す表示部拡大図 4」「変化後を示す表示部拡大図 5」へと順に遷移する。

【表示部拡大図】



【変化後を示す表示部拡大図 1】



【変化後を示す表示部拡大図 2】



【変化後を示す表示部拡大図 3】



【変化後を示す表示部拡大図 4】



【変化後を示す表示部拡大図 5】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

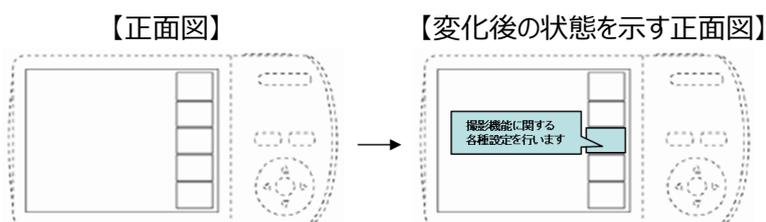
物品の同一機能のための画像であって、変化の直前直後に形態的な関連性が認められるのであれば、この例のように画面が分岐するものの他、前の画面に戻るもの等、変化の態様が複合したものであっても一意匠として認められます。

〔図 3.14-14〕追加的な図形等の展開の例

【意匠に係る物品】デジタルカメラ

【意匠に係る物品の説明】

正面図に表された画像は、撮影機能のためにカメラの起動や設定を行う操作に用いる。変化後の状態を示す正面図に示したように、いずれかの操作作用図形を指定した状態で一定時間が過ぎると、当該操作作用図形等により設定できる内容についてふきだし状の説明が表示される。



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

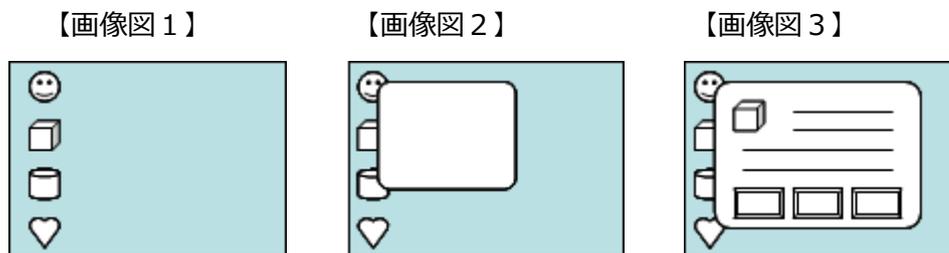
この例の【正面図】と【変化後の状態を示す正面図】は撮影機能のための画像であって、画面内右端の縦五列の操作作用図形が共通しているため形態的な関連性が認められます。

〔図 3.13-15〕追加的な図形等の展開の例

【意匠に係る物品】初期設定用画像

【意匠に係る物品の説明】

画像図 1 から 3 に表された画像は、携帯情報端末機の初期設定を行うものである。画像図 1 において任意のアイコンを選択すると、ポップアップウィンドウが表れ、画像図 2 から 3 へと変化する。ポップアップウィンドウ内には選択したアイコンの機能説明と、実行ボタン等が表示される。



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

初期設定に用いられる操作画像であり、画像図 1 と画像図 2 は左端の 4 つのアイコンが共通し、画像図 2 と画像図 3 はアイコンとポップアップウィンドウの外形状が共通しており、いずれも変化の前後において形態的な関連性が認められます。

ii. 複数の画像が一意匠として認められないもの

〔図 3.13-16〕異なる機能のため、複数の画像が一意匠として認められない例

【意匠に係る物品】携帯電話機制御用画像

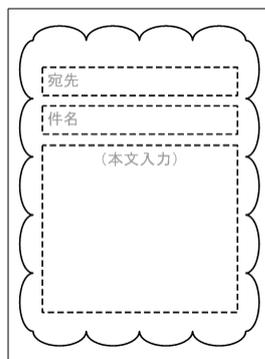
【意匠に係る物品の説明】

画像図に表された画像は、メール作成のための入力操作に用いる。変化後を示す画像図に表された画像は、電卓機能のために用いられる画像で、ボタンを選択することにより計算を行う。

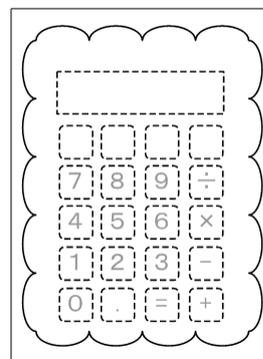
【意匠の説明】

実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。

【画像図】



【変化後を示す画像図】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

二つの図は意匠登録を受けようとする部分の形態（雲形の枠の形状）に形態的な関連性が認められますが、変化前の画像がメール機能のための画像であるのに対して、変化後の画像は電卓機能のための画像であるため、これらが物品の同一機能のための画像とは認められません。

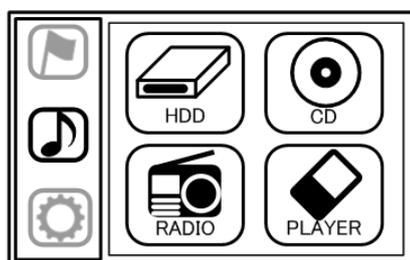
〔図 3.13-17〕異なる機能のため、複数の画像が一意匠として認められない例

【意匠に係る物品】経路誘導表示用画像

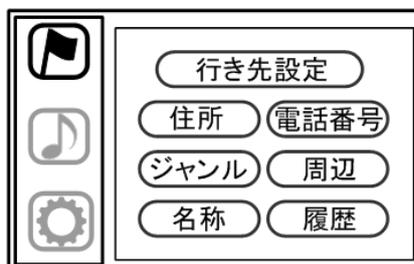
【意匠に係る物品の説明】

画像図に表された画像は、再生する音楽の音源を選択する操作を行うものである。左側のメニュー部の旗のアイコンを選択することにより、変化後を示す画像図に表された画像のように、経路誘導のための行き先設定の画像へ変化する。

【画像図】



【変化後を示す画像図】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

変化前の画像が音楽再生機能のための画像であるのに対して、変化後の画像は経路誘導機能のための画像ですので、これらは物品の同一機能のための画像とは認められません。

〔図 3.13-18〕異なる機能のため、複数の画像が一意匠として認められない例

【意匠に係る物品】携帯情報端末機制御用画像

【意匠に係る物品の説明】

画像図はメニュー画面であり、音楽アイコンを選択した場合は変化後の画像図 1 へと変化し、音楽再生機能のメニューが表示される。メールアイコンを選択した場合は変化後の画像図 2 へと変化し、メール機能のメニューが表示される。検索アイコンを選択した場合は変化後の画像図 3 へと変化し、検索機能のメニューが表示される。



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

この例は、音楽再生機能のための画像で音符のモチーフに共通性が見られる【画像図】から【変化後の画像図 1】に変化する意匠と、メール機能のための画像でメールのモチーフに共通性が見られる【画像図】から【変化後の画像図 2】に変化する意匠、検索機能のための画像で虫眼鏡のモチーフに共通性が見られる【画像図】から【変化後の画像図 3】に変化する意匠の、計 3 つの意匠を包含しています。

〔図 3.13-19〕形状等の関連性がなく、複数の画像が一意匠として認められない例

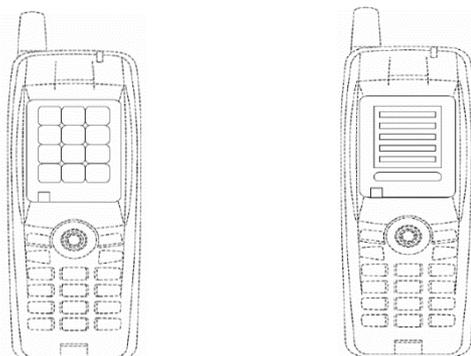
【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】

正面図及び変化後を示す正面図に表された画像は、通話先の選択方法を選択するための操作に用いる。正面図の右の列の最も下のボタンを押すと、変化後を示す正面図に示すように、リスト表示に切り替わる。

【正面図】

【変化後を示す正面図】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

〔図 3.13-20〕形状等の関連性がなく、複数の画像が一意匠として認められない例

【意匠に係る物品】複写機能制御用画像

【意匠に係る物品の説明】

画像図及び変化した状態の画像図に表された画像は、複写のための各種設定を行うものである。

【画像図】

【変化した状態の画像図】

基本設定	便利な機能	枚数入力
白黒/カラー	倍率	用紙選択
白黒	100%	自動
フルカラー	自動	トレイ1 A4
コピー濃度	141% <small>A4→A3 B5→B4</small>	トレイ2 A3
← 70% →	70% <small>A3→A4 B4→B5</small>	手差し
▲	他の倍率	

基本設定	便利な機能	枚数入力
設定内容	コピー枚数	
白黒	1 2 3	
倍率100%	4 5 6	
用紙 A4トレイ1	7 8 9	
片面	クリア 枚	
コピー濃度		
ふつう		

※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

意匠登録を受けようとする部分について、変化前後の画像に共通する要素がなく、まとまりに欠けるため、形態的な関連性が認められません。

〔図 3.13-21〕形状等の関連性がなく、複数の画像が一意匠として認められない例

【意匠に係る物品】携帯情報端末機制御用画像

【意匠に係る物品の説明】

画像部に表された画像は音楽再生機能に係る画像である。変化後の画像図 1 及び変化後の画像図 2 は、メニュー画面の中から音楽再生用アイコンを選択した際の変化を表したものであり、画面の右下からページをめくるようにアルバム選択画面があらわれる。表示部拡大図 2 に表された画像は、再生するアルバムを選択する操作を行うものである。



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

一連の画像は同一機能のためのものであり、【画像図】と【変化後の画像図 1】には形態的な関連性が認められます。しかし、【変化後の画像図 1】と【変化後の画像図 2】には図形等の共通性がほとんどないため、形態的な関連性が認められません。この例は、【画像図】と【変化後の画像図 1】で表された画像と、【変化後の画像図 2】に表された画像との二つの意匠を包含しています。

形態的な関連性は変化の前後の画像で判断しますので、漸次的な変化を表す一連の画像が一意匠として認められるためには、変化の途中の画像についての開示が必要です。

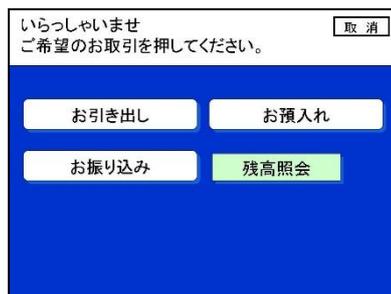
〔図 3.13-22〕形状等の関連性がなく、複数の画像が一意匠として認められない例

【意匠に係る物品】現金自動預払操作画面画像

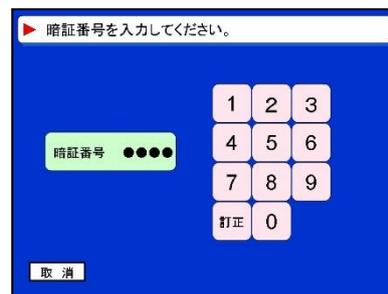
【意匠に係る物品の説明】

画像図に表された画像は残高照会のための画像であり、残高照会ボタンの選択により暗証番号入力画面へと遷移する。

【画像図】



【変化後を示す画像図】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

この例は図形等に共通性が見られないため、形態的な関連性が認められないものです。背景には青色の色彩が施されていますが、単に統一的な色彩を配した程度では形態的な関連性は認められません。

(3) 意匠登録を受けようとする意匠以外のものとともに示さなければ意匠を十分に理解できない場合

画像意匠について意匠登録を受けようとする場合、図面には基本的に画像のみを表しますが、意匠登録を受けようとする意匠以外のものとともに示さなければ意匠を十分に理解できない場合は、意匠以外のものとともに表すことが認められます。ただし、この場合には、願書の【意匠の説明】の欄に意匠登録を受けようとする意匠を特定する方法を記載するか、願書に添付した図面において、意匠登録を受けようとする意匠を実線で描き、その他のものを破線で描く等により、意匠登録を受けようとする意匠を特定することができます。

物品等の部分に画像を含む意匠についても、同様に、意匠以外のものとともに表すことが認められます。

〔図 3.14-23〕 意匠登録を受けようとする意匠以外のものを表した記載例

< **画像意匠**について意匠登録を受けようとする意匠以外のものとともに示した例 >



【意匠に係る物品】機能選択用画像

【意匠に係る物品の説明】この画像は、複数の関連するソフトウェアを起動するための操作画像である。画像をスライドさせることで異なるソフトウェアを起動するためのアイコンが表示される。

【意匠の説明】画像図において破線で示されたスマートウォッチは意匠登録を受けようとする意匠以外のものである。

【画像図】

①願書の【意匠に係る物品】の欄

意匠登録を受けようとする意匠に応じ、**画像意匠**について意匠登録を受けようとする場合は、【意匠に係る物品】の欄には【○○用画像】のように記載します（13.1（1）①参照）、**物品等の部分に画像を含む意匠**について意匠登録を受けようとする場合は、【意匠に係る物品】の欄には意匠登録を受けようとする物品等に応じた記載をします（13.1（1）②参照）。

②願書の【意匠の説明】の欄

画像意匠について意匠登録を受けようとする場合は 14.1（1）③、**物品等の部分に画像を含む意匠**について意匠登録を受けようとする場合は 13.1（2）③に記載された事項のほか、図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする意匠を特定することができない場合は、その特定する方法を記載します。また、図面の記載のみで意匠登録を受けようとする意匠を特定することができる場合でも、特定方法を記載することで、意匠登録を受けようとする意匠をより明確にすることができます。

③願書に添付する図面

意匠登録を受けようとする意匠を実線で、その他のものを破線で描くなどにより、意匠登録を受けようとする意匠を明確に特定します。特に、物品等の部分や部品なお、同じ名称でも認識されるものが企業等により異なることがありますので、【意匠の説明】の欄の記載のみで意匠登録を受けようとする意匠を特定できる場合であっても、図面において意匠登録を受けようとする意匠とその他のものを描き分けることで、意匠登録を受けようとする意匠をより明確にすることができます。

（4）液晶表示盤（図形状のセグメントが固定配置）の場合

液晶表示盤とは、各種物品の表示部として組み込まれる部品であって、一般的に盤状であり、固定配置した図形状のセグメントを通电によって表示させるものです（図形状のセグメントによる表示方式）。表示部全面が多数の画素で構成され様々な図形等を表示できるもの（ドットマトリックスによる表示方式）は、液晶表示盤には該当しません。

液晶表示盤は、各種物品の表示部に組み込まれることで通电可能になり、通电して初めて図形等が表示されるものです。また、ほとんどのものは通电していない状態では図形状のセグメント部と他の部分とを識別することができません。したがって、部品としての液晶表示盤は、実際は図形等が外観に現れるものではありません。しかし、図形状のセグメントによる表示方式においては、そのセグメント部分は、通电によって変化する図形状部分として固定配置され

ているものですので、このような特性を考慮し、液晶表示盤に表示される図形状のセグメント部分は、意匠を構成する要素として取り扱われます。

願書及び図面の表し方は、次のようになります。

i) 願書の記載

①【意匠に係る物品】の欄

「○○用液晶表示盤」のように液晶による表示盤であることを明記します。

②【意匠の説明】の欄

a) 通電によってどのような図形等を表示するものが理解できるように、必要に応じて通電によって現れる図形等の説明を記載します。

ただし、当該液晶表示盤を組み込んだ物品の使用目的、一般的態様、【使用状態を示す参考図】等から、通電によって現れる図形等の態様の理解が明らかな場合は、【意匠の説明】の欄の記載は不要です。

b) 印刷等による図形状の不透光部分等がある場合は、それらがどこであるかの説明を記載します。

ただし、【○○を示す参考図】で分けが明確であれば説明の記載は不要です。

ii) 図面の記載

①全ての図形状のセグメントの部分及び印刷等による図形状の不透光部分等を描きます。

②図形状のセグメント部分及び印刷等による図形状の不透光部分等は、輪郭を形状線と同様に描きます。

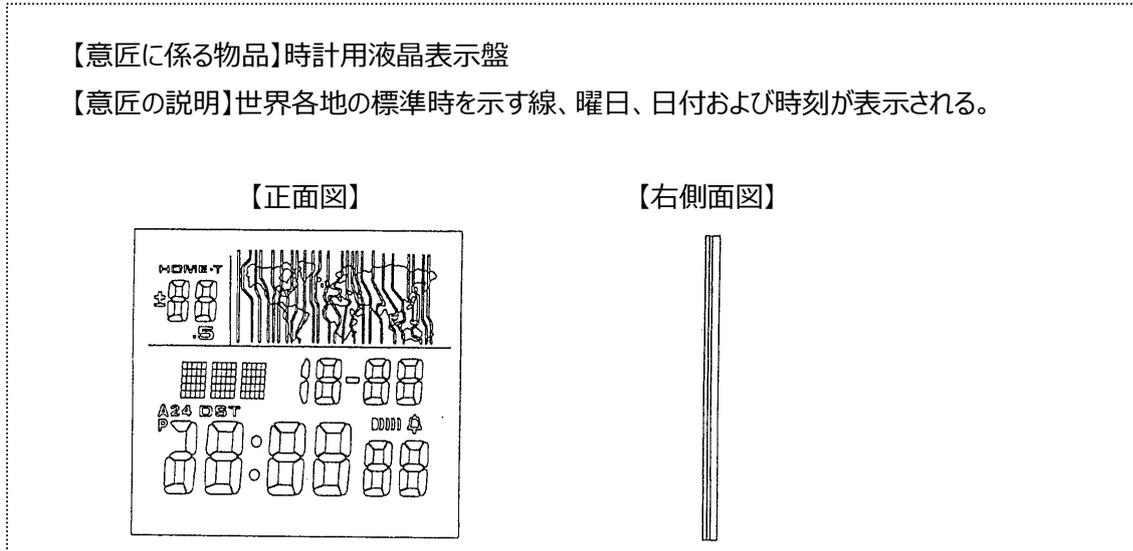
③通電によって現れる個別の図形やパターン等については、物品に組み込み通電しないと現れないものですので、描き分けることはせず、必要に応じて参考図（【通電状態を示す参考図】）として表します。

④図形状のセグメント部分だけでなく、印刷等による図形状の不透光部分等がある場合は、【○○を示す参考図】によって、それらの分けを明確にします。

ただし、【意匠の説明】の欄の記載のみで区分けが明確になる場合は、図示することは不要です。

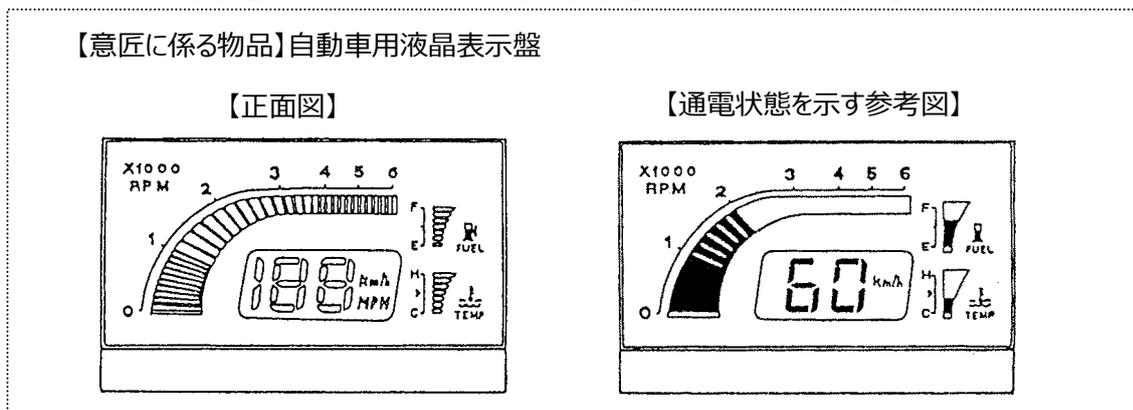
〔図 3.14-24〕 全てのセグメント部を表した図例

(図形状のセグメント部については、全ての輪郭を実線で描きます。)



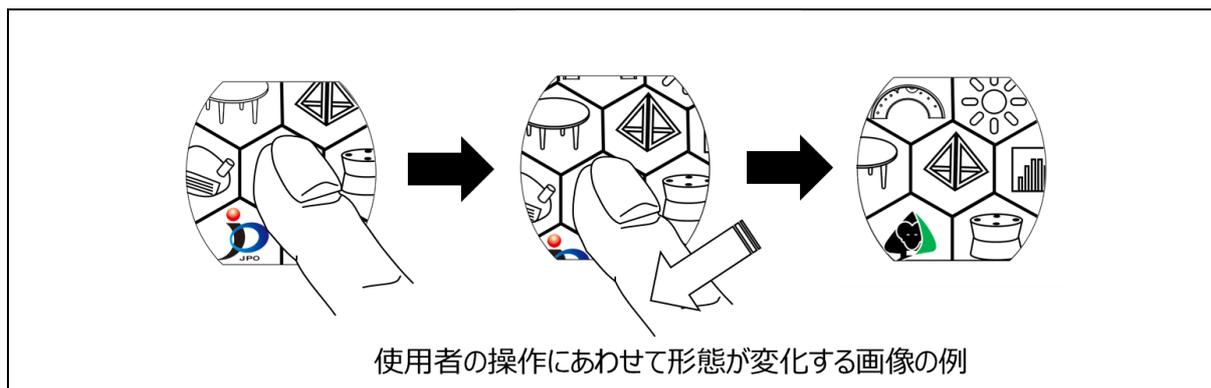
〔図 3.14-25〕 通電状態を示す参考図を加えた図例

(通電状態で現れる図形等は【通電状態を示す参考図】として表します。)



(5) 画像展開図について

物品等に表示される画像には、表示画面の制約から、一度に全体が表示されず、スクロール等を行うことで全体を確認できるものも多くあります。この場合、限られた表示範囲での個々の表示状態に視覚的な特徴がある場合だけでなく、スクロール等させて表示する画像全体に視覚的な特徴がある場合もあります。

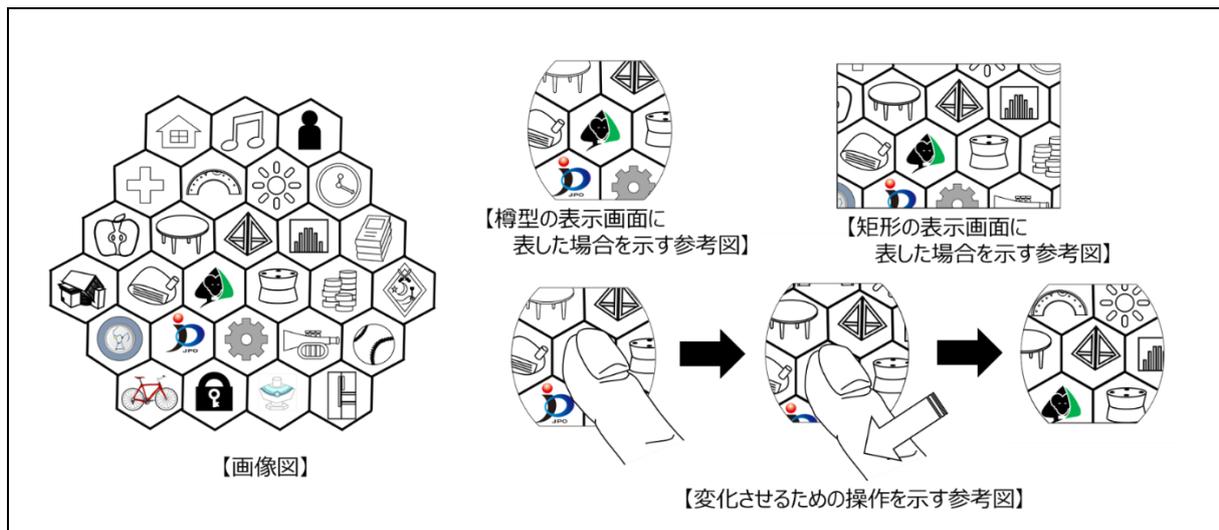


このような視覚的な特徴を有する画像を含む意匠の場合には、以下のような図面の表現方法もあります。

i) 画像全体の形状等に特徴がある場合

この場合は、全体を画像図に表しつつ、必要に応じて表示器で表した場合の図を参考図として加えます。この場合における樽型、矩形等の表示部の形状及びそこに表示された個々の画像は意匠登録の対象ではないことに注意が必要です。

〔図 3.14-26〕 画像図で画像全体を示す記載例



ii)表示される個々の画像の形状等に特徴がある場合

この場合は、表示される個々の画像について図面を表し、あわせて、必要に応じ参考画像展開図として連続する画像全体を表します。なお、変化する画像として認められるためには、同一の機能のためのものであり、形状等の関連性があることを要する（意匠審査基準第IV部第1章 5.2.4 変化する画像）。また、画像図及び変化後の画像図には表れない画像部分（参考画像展開図にのみに表れる画像部分）については意匠登録の対象とはならないことに注意が必要です。

〔図 3.14-27〕 画像展開図の記載例

